

令和
五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)
二年

令和二年三月二十四日(火曜日)

議事日程(第四号)

令和二年三月二十四日 午前十時開議

第一 議第三号 五條市大塔ライフハウス条例の制定について

議第九号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の一部改正について

議第二十一号 令和元年度五條市一般会計補正予算(第七号)議定について

第二 議第一号 五條市立阪合部学童保育所条例の制定について

議第十二号 五條市立養護老人ホーム設置条例の一部改正について

議第十五号 五條市都市公園条例の一部改正について

議第二十号 調停の申立てについて

議第二十二号 令和元年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について

議第二十三号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について

第三 議第二号 五條市一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料審議会条例の制定について

議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

議第二十四号 令和二年度五條市一般会計予算議定について

議第二十五号 令和二年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について

議第二十六号 令和二年度五條市墓地事業特別会計予算議定について

- 議第二十七号 令和二年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十八号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十九号 令和二年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十一号 令和二年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 議第三十二号 令和二年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第四 推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第五 選第一号 五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
- 第六 発議 第一号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 第七 発議 第二号 地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一	二	三	四	五	六	七
番	番	番	番	番	番	番
伊	養	平	牧	吉	窪	岩
谷	田	岡	野	田		本
賢	全	清	雅	佳		
司	康	司	一	正	秀	孝

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太
副市長	檜
教育長	内
理事（総務部長）	内
技監	田
政策企画監	吉
市長公室長	藤
危機管理監	細
すこやか市民部長	和
あんしん福祉部長	中
産業環境部長	平
都市整備部長	井
教育部長	石

松	石	井	平	中	辻	和	細	藤	吉	堀	檜	太
井	田	上	田	本	田	田	川	原	田	内	内	田
和	茂	耕	賢	祥	剛	敬	克	暁	伸	成	好	
永	人	昭	一	二	友	明	太	哉	史	起	吉	紀

十二番	十一番	十番	九番	八番
大	藤	吉	山	福
谷	富	田	口	塚
龍	美	雅	耕	
	恵			
雄	子	範	司	実

事務局職員出席者

西吉野支所長
大塔支所長
水道局長
会計管理者
企画政策課長
財政課長
土地開発公社事務局長
秘書課長補佐
水谷本
谷口晶
東純司
小比登美
西峯久美
西本
松本
福本
敬志

事務局長
事務局次長
事務局係長
事務局主任
事務局係員
速記者
井筒昭則
馬場雅樹
車谷憲隆
芳田佳名
窪田勇人
柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、去る十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

初めに、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告があります。四番牧野雅一議員。

〔四番 牧野雅一登壇〕

○四番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、去る、二月十九日、午後三時三十三分から御所市やまとクリーンパーク三階会議室において開催されました令和二年やまと広域環境衛生事務組合議会第一回定例会の報告をいたします。

会議では、まず、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、議席の指定、会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日とすることが決定されました。

続いて、議案審議に入り、議第一号「やまと広域環境衛生事務組合公害防止監視委員会条例の制定について」を議題とし、管理者に提案理由の説明を求めました。

管理者から、地方自治法第百三十八条の四第三項の規定に基づき、やまと広域環境衛生事務組合の附属機関として定めるため、条例を制定しようとするものであるとの説明を受け、次に、議第二号「やまと広域環境衛生事務組合計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とし、管理者から、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和二年四月一日から施行され、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定めるため、条例を制定しようとするものであるとの説明を受け、次に、議第三号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」を議題とし、管理者から、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和二年四月一日から施行されることに伴い、関係条例の整備を行うものであるとの説明を受け、次に、議第四号「やまと広域環境衛生事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について」を議題とし、管理者から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の任期付職員制度を導入するため、条例を制定しようとするものであるとの説明を受け、次に、議第五号「やまと広域環境衛生事務組合職員の退職手当に関する条例の制定について」を議題とし、管理者から、地方自治法第二百四条第二項及び第三項の規定に基づき、やまと広域環境衛生事務組合職員の退職手当の額及び支給方法を定めるため、条例を制定しようとするものであるとの説明を受け、条例の制定及び整備については、慎重審議を経て採決の結果、五議案全て原案のとおり可決されました。

次に、議第六号「令和二年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算について」を議題とし、管理者から歳入歳出それぞれ九億三千二百八万三千円で、歳入については、第一款、分担金及び負担金は、本組合を構成する三市町の負担金で八億二千二百九十四万三千円、第二款、財産収入十六万二千円は、基金利子、第三款、繰入金は一千七百八十三万六千円で、健康増進施設事業負担金によるもの、第四款、諸収入、第一項、預金利子一万円。第二項、雑入、九千百十三万二千円は売電収入並びに資源物売却料であり、歳出については、第一款、議会費二十

九万六千円。第二款、総務費については、組合事務運営に伴う諸経費等、経常費用の必要見込額を一般管理費として七千七百五万九千円。財産管理費については、基金積立金等で九千二百四十六万五千円。公平委員会費一万六千円で、総務管理費合計一億六千九百五十四万円。監査委員費一万五千円。第三款衛生費については、施設光熱水費、土地借地料などで、清掃総務費四千四百十五万円。ごみ処理料は、施設に係る委託料等七億一千三百八万二千円。衛生費合計七億五千七百二十三万二千円。第四款、予備費を五百万円計上しているとの説明を受け、議員から「健康増進施設の地元との協定及び進捗状況についてただしたのに対し、協定内容について後日、文書で議員に配布させていただきたい。令和二年度事業計画では本年秋頃に都市計画決定を目指すとともに、施設の設計及び建設工事の発注に向けて仕様書作成に取り組んでいく予定である」との答弁があり、また、長期包括運営委託料について、「当初予算で税抜き価格六十二億三千二百万円を計上しているが、その後の交渉の結果、最終的に税抜き価格五十八億円で決着し、十月二十五日付けで契約締結を行っている。」などの報告があり、慎重審議を経て採決の結果、原案のとおり可決されました。

なお、会議資料は事務局に保管しておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます。令和二年やまと広域環境衛生事務組合議会第一回定例会の報告といたします。
ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）以上で、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告を終わります。

次に、奈良県広域消防組合の議会の報告があります。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十六日、水曜日、午後二時から奈良県広域消防組合消防本部において、全員協議会に引き続き開催されました令和二年奈良県広域消防組合議会第一回定例会の報告をいたします。

本定例会では、初めに、管理者の大和郡山市長から議会招集の挨拶があり、続いて議事日程により本定例会の会期を一日間とすることが決定され、会議録署名議員の指名に続き、議長及び管理者からそれぞれ諸報告並びに行政報告がありました。

続いて、一般質問に入り、一人の議員から、「災害対策用無人航空機（ドローン）の活用について及び経費削減の取組について」の質問があり、執行側より「広域消防組合では三機のドローンを保有しており、現場活動の状況について、火災現場においては燃焼状況や延焼状況の確認、水難現場及び山岳救助現場では、要救助者の搜索活動に活用している。」との答弁がありました。

また、経費削減の取組として、「住民サービスの低下につながる部分の費用については積極的に削減に努めているとともに、令和二年度予算案については、時間外勤務手当削減のほか、消耗品等のマイナス五パーセントのシーリングしたものを反映している。」との答弁がありました。

次に、議案審議に入り、損害賠償の額の決定の専決処分の報告一議案を始め、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、令和元年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算十三議案、令和二年度一般会計予算及び特別会計予算十三議案について、それぞれ提案説明の後、慎重審議を経て採決の結果、全員一致をもって、それぞれ原案のとおり可決され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料につきましては、事務局において保管しておりますので、後刻御清覧いただきたいと思います。

以上、令和二年奈良県広域消防組合第一回定例会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）以上で、奈良県広域消防組合の議会の報告を終わります。

次に、南和広域医療企業団の議会の報告があります。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十八日、金曜日、午後二時から南奈良総合医療センターにおいて開催されました南和広域医療企業団議会令和二年第一回定例会の報告をいたします。

本会議では、初めに南和広域医療企業団、中川企業長から議会招集の挨拶がありました。

続いて、議長の開会宣告及び開議宣告並びに会議録署名議員の指名に続き、本定例会の会期を一日間とすることが決定され、引き続き、企業長及び副企業長から諸報告がありました。

議案審議では、議第一号「令和二年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」、議第二号「南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、議第三号「南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について」及び議第四号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の計四件の議案が一括上程され、提案理由の説明があり、慎重審議を期するため、全ての議案が総務委員会へ付託されました。

その後、総務委員会を開催し、付託議案について、理事者側から説明を受け、慎重審議の結果、各議案とも原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、理事者側からの報告事項として、一、令和元年度診療状況について、二、令和元年度収支状況について、及び三、南和地域における地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療の推進の取組についての三件の説明を受けるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を始めたとして、様々な事項について意見交換を行い、委員会は終了しました。

委員会終了後、本会議が再開され、総務委員会委員長から議第一号「令和二年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」は、収益的収支では、収入を百五億一千万円余り、支出を百五億七百万円余りとするもので、この結果、収益的収支は二百万円余りの黒字となり、現金収支を伴わない収益・費用分などを含めた実質収支は七千四百万円余りの黒字となっていること、議第二号「南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」は、複雑・高度化する課題に対し、専門的な知識経験、または優れた識見を有する者等を任期を定めて採用することにより対応するため、新たに企業団の条例として制定すること、議第三号「南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について」は、定数外職員を明確にした上で定数内での人事管理の適正化を図るための改正であること、議第四号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告等に基づき、企業長及び副企業長の令和二年四月以降の期末手当支給割合の改定をするものであるとの報告を受け、慎重審議を経て採決し、全会一致で、原案のとおり可決することに決したなどの委員長報告があり、付託議案の四議案及び南和広域医療企業団監査委員に野迫川村議会、別所議員を選任する同第一号について採決を行った結果、いずれも原案のとおり可決及び同意されました。

続いて、閉会中の継続審査事項についての申出を可決し、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料は事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます。南和広域医療企業団議会令和二年第一回定例会の報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範） 以上で、南和広域医療企業団の議会の報告を終わります。

○議長（吉田雅範） 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、議第三号、議第九号及び議第二十一号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会牧野雅一委員長。

〔総務文教常任委員長 牧野雅一登壇〕

○総務文教常任委員長（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三号、議第九号及び議第二十一号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月十日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三号 五條市大塔ライフハウス条例の制定につきましては、旧大塔小・中学校校舎を活用して大塔町における福祉事業を推進するため、五條市大塔ライフハウスの設置及び管理に関し、必要事項を定め施設の円滑な運営を図るため、条例の制定を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。複数の委員から、施設や事業の内容をただしたのに対し、質疑と答弁に認識の相違があったため、暫時休憩し、再開後改めて、本事業の趣旨、目的の説明を求めたのに対し、「大塔町地域審議会で、跡地の利活用について、様々な議論をしていただき、地域福祉の振興施設として利活用していきたいという意見があり、その受け皿として旧大塔小・中学校を、福祉を目的とした公益施設として所管替えをするというような目的である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九号 五條市立奈良良立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の一部改正につきましては、民法の一部改正に伴う規定の整備を行うなど五條市営住宅条例の規定との整合を図るため、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、名称が、五條市立奈良良立五條高等学校賀名生分校となっており、議第八号で、五條市立西吉野農業高等学校に名称変更が可決されているが、令和三年四月一日からは、議会に諮らざに、五條市立西吉野農業高等学校に名称変更となるのかをただし

たのに対し、「令和三年四月一日から名称変更があるので、それに伴い、名称の一部変更という形で、この設置条例も議会に諮り名称変更する。」との答弁があり、また、委員から、第十三条の使用料の減免対象者の内容をただしたのに対し、「生活保護世帯を対象とする。」との答弁があり、委員から、ほかに対象者はいないかをただしたのに対し、「入居世帯員が傷病等で三箇月以上療養をした場合、もしくは、そういう程度を対象としている。」との答弁があり、委員から、療養中の方であってもその辺りはしっかりと調査をしていたらいて、間違いないようにしていただきたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十一号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定につきましては、歳入歳出予算及び繰越明許費等の補正で、歳入歳出予算については三億八千八百九十九千円を追加し、歳入歳出の総額を二百二十二億九千四百二十二万五千円とするもので、歳出予算の主な内容は、一般管理費給料等の追加一億四千四百一十一万一千円、同目負担金補助及び交付金九百七十七万四千円、基金費積立金二千八百八十八万二千円、生活保護費扶助費の償還金利子及び割引料八千八百六十三万三千円、農地費のため池ハザードマップ作成業務委託料九百万円、教育総務費教育振興費の委託料及び使用料及び賃借料一億一千六十九万円、道路橋梁災害復旧費三千四百五十万円等であり、歳入予算の主な内容は、地方譲与税一千三百五十一万二千円、国庫支出金七千四百八十八万五千円、県支出金一千四百八十八万八千円、寄附金九百万円、繰越金二億一千二百四十万四千円、市債六千四百五十万円を追加し、歳出との均衡を図ったものであり、次に、繰越明許費については、追加事業として、基金積立金事業五百十万円、農村地域防災減災事業二千五百七十万円、ICT教育推進事業一億一千六十九万円、道路橋梁災害復旧事業四百八十八万一千円であり、変更事業としては、道路新設改良事業において現計予算額に六千五百七十八万一千円を追加し、繰越明許費の総額を一億三千七百七十八万一千円とし、翌年度に繰り越すもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、ICT教育推進事業について、今後の取組をただしたのに対し、「令和二年度は、小学五年生、六年生及び中学一年生を対象に六百二十六台。令和三年度は、中学二年生及び三年生を対象に三百八十八台。令和四年度は小学三年生及び四年生を対象に、三百六十七台。令和五年度は、小学一年生及び二年生を対象に、二百二十一台のタブレット端末を段階的に導入していく予定である。」との答弁があり、委員から、GIGAスクール目的及び体制等をただしたのに対し、「社会のデジタル化が急速に進む中、子供たちが情報を読み解き、活用していく力を育む教育が必要とされている。児童・生徒一人ひとりに、パソコンやタブレット端末を一台配備するというもので、学校内に高速大容量の通信ネットワークを整備しようという構想である。このことにより、それぞれの反応を踏まえた、双方向型の一斉授業や個別学習も可能になる。」との答弁があり、

委員から、タブレット端末を使用した効果はどういうところに表れてくるかをただしたのに対し、「例えば、動画を使った制作活動など授業の創意工夫の幅が広がってくると考えている。また、まだ先の話かも知れないが、不登校児童生徒の在宅学習なども可能かと考える。」との答弁があり、委員から、教える側の体制をただしたのに対し、「現在、ICT支援員に来ていただいているが、教職員の研修を増やしたり、学校適正化を進めて行けば、ICT支援員の来校頻度を増やすことができるのではないかと考えている。」との答弁があり、委員から、タブレット端末での、情報モラルの教育や充実及び教育モラルの充実や有害情報の対策についての取組をただしたのに対し、「フィルタリング機能をそのまま使うことを考えている。」との答弁があり、委員から、特別支援学級でのICT教育の取組をただしたのに対し、「全児童・生徒を対象にしている。」との答弁があり、委員から、WiFi環境を整えるのもたくさんお金が掛かるので、教育委員会と学校でしっかり連携を取っていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、奈良県広域消防組合に加入されている市町村ごとの統計資料はあるかをただしたのに対し、「資料等は奈良県広域消防組合で把握していると認識している。」との答弁があり、委員から、市議会議員にも、配布するべきであるとの意見がありました。

また、委員から、ふるさと五條市応援寄附金業務委託料二百四十万円について、楽天株式会社を支払う委託料の合計額をただしたのに対し、「三千三百万円を見込んでいる。」との答弁があり、委員から、独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会が調査に入った楽天株式会社との契約の検討も行うべきとただしたのに対し、「司法の動きを今後注意深く見守り、その内容によっては、本市の入札参加停止等措置の規定等を参考に、対応を検討したい。」との答弁があり、委員から、ふるさと五條市応援基金積立金の現時点での総額をただしたのに対し、「今回の補正及び利息を含め、七千四百三十九万二千元である。」との答弁があり、委員から、大事に貯めていただき、使う上においても、無駄遣いのないようにしていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、ため池ハザードマップ作成業務委託料で、ため池ハザードマップを作成するにおいて、どこに重点を置いて作成したかをただしたのに対し、「ため池が決壊したときに、例えば、下流域に人家や公共施設があったり、被害がどれだけ大きくなるかを重要視している。」との答弁があり、委員から、ため池ハザードマップが完成して何年後から危険なため池の改修が始まるかをただしたのに対し、「五條市内の大きいため池、受益が二ヘクタール以上のため池は、県営事業等によりほぼ一次改修は終わっている。」との答弁がありました。

また、委員から、職員手当等退職手当追加一億二千三百七十一万円の詳細についてただしたのに対し、「本年度の退職手当に係る予算額については、当初予算で理事者一名分並びに定年退職者六名分として、一億四千八百八十一万七千円を計上したが、本年度内の勸奨退職者五名分

と、自己都合退職者三名分とを合わせて、退職手当の額が三月一日現在で二億七千二百五十二万七千円となる見込みである。このことから今般補正により一億二千三百七十一万円の追加計上をさせていただいた。」との答弁があり、委員から、勸奨退職者五名、自己都合退職者三名のうち、支障のない範囲で、自己都合退職者の要因をただしたのに対し、「あくまで本人の都合ということで、何とぞ御理解賜りたい。」との答弁があり、委員から、退職に至った方はこの五名プラス三名だと思いが、この五名プラス三名以外に、退職を希望された方は何名いたかをただしたのに対し、「書面として、正式に受領したものが先ほど申し上げた数字で、それ以外は把握していない。」との答弁があり、委員から、職員さんは、何十年も勤めて定年を迎えて、その間にいろいろな経験や知識で五條市のために尽くしていただいていると思うが、途中退職されるのは、それまで培ってこられた経験や知識をまだ生かしていただけるような職場環境の構築に努めていただきたいとの意見があり、本案につき果と思う。それも含めて、今後、極力定年まで全うしていただけるような職場環境の構築に努めていただきたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第三号、議第九号及び議第二十一号の三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本三議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本三議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、議第一号、議第十二号、議第十五号、議第二十号、議第二十二号及び議第二十三号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第一号、議第十二号、議第十五号、議第二十号、議第二十二号及び議第二十三号の六議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本件は、去る、三月十日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第一号 五條市立阪合部学童保育所条例の制定につきましては、学童保育所の利用を希望する児童の増加により、現状の施設での受入れが困難となることから、休所する阪合部保育所を活用し、新たに学童保育所を設置するために本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、休所する阪合部保育所を学童保育所に使う理由をただしたのに対し、「公立の学童保育所を設置していない小学校区で、学童保育所を必要としている人は、今現在、本町学童保育所で受入れをしている。令和二年度の利用者の申込状況を確認すると、定員をはるかに超える人数となり、新たに学童保育所を設置する必要があるため、いろいろ検討した結果、阪合部小学校がある地区の保育所を利用して、設置することになった。」との答弁があり、人数は何人ぐらいになるかをただしたのに対し、「今までは、五條校区以外からの本町学童保育所の利用者は十人程度なので、受入れすることができたが、来年度の利用者は、二十人程度となっている。」との答弁があり、また、委員から、学童保育所の設置費用をただしたのに対し、「現保育所にある設備を使うので、設備投資は大きく掛からないと考えている。四名の指導員の人件費約四百七十万円、小学校から阪合部保育所までのタクシー費用として約二百七十万円を含めた施設の維持管理運営費約四百万円を見込んでいる。」との答弁があり、委員から、阪合部小学校は、あと一年あるのでそこを学童保育所にすれば、経費を浮かすことができると思うが、阪合部小学校を選定しなかった理由をただしたのに対し、「小学校の空き教室を使っ

て整備するには、施設整備費用がもう少し掛かる。小学校と児童保育所を分離する費用及びトイレを分離する費用等が掛かるので、比較した結果、阪合部保育所を利用することとした。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十二号 五條市立養護老人ホーム設置条例の一部改正につきましては、令和二年三月に完成した五條市立養護老人ホーム花咲寮の新施設への移転に伴い、施設の位置及び入所定員が変更となるため、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、定員が八十人から六十人になるが、今現在の入所者数をただしたのに対し、「男性十六人、女性二十七人の合計四十三人である。」との答弁があり、委員から、災害のときは、福祉避難所というような位置付けになっていると思うが、避難できるスペースやその辺りの準備はしてあるかをただしたのに対し、「近くの避難所の二次避難所として集会所があり、ショートステイという緊急の場合のスペースもあり、五十五人程度の入所として、残りは緊急ショートステイ及び避難のために五人分は空けている。」との答弁があり、また、委員から、しゅん工式の予定をただしたのに対し、「当初は四月中旬を考えていたが、現在、新型コロナウイルス感染症の動向を見ている。開設は、備品搬入及び入所者の受入れ体制を十分整えて、五月中には開所したいと考えている。」との答弁があり、委員から、運用開始がいつかをただしたのに対し、「入所者が全員移動したときで、五月下旬ぐらいと考えている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十五号 五條市都市公園条例の一部改正につきましては、五條中央公園物販施設しゅん工に伴う規定の整備を行うため本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、物販施設の一箇月当たりの使用料二万円は、一箇月連続で同じ業者が借りたときかをただしたのに対し、「一箇月同じ業者に貸す。」との答弁があり、委員から、二万円の根拠をただしたのに対し、「別表第二の三、第三条第一項各号に掲げる行為をする場合の行商、募金その他これらに類する行為をする場合の金額として、一平方メートル当たり一日二百円の記載があり、物販施設に関して、土、日、祝日は営業を行うことを前提として、年間の平均日数百十九日で年間利用料から月当たりの金額を求めた。」との答弁があり、委員から、物販施設の数をただしたのに対し、「一つである。」との答弁があり、委員から、行商スペースの場所をただしたのに対し、「物販施設に隣接した西側部分で、大きさは三メートル掛ける六メートルを予定している。」との答弁があり、委員から、出店するのは、地元の方が優先であるかをただしたのに対し、「地元の方を優先する。」との答弁があり、委員から、もし、地元の方が誰もいなければ広報等で公募して、多くの方に出版してもらえようにしてほしいとの意見がありました。

また、委員から、どういう方法で地元の方を優先するかをただしたのに対し、「まず、自治会に相談をしたいと考えている。」との答弁があり、委員から、申請した人は一箇月間、店にいないといけないうかをただしたのに対し、「申請者が代表者の場合は、その団体の関係者で良い。」との答弁がありました。

また、委員から、行商スペースを使う申請で何か資格が必要かをただしたのに対し、「食品衛生責任者等の資格を考えている。」との答弁があり、委員から、行商スペースの数をただしたのに対し、「一つである。」との答弁がありました。

また、委員から、行商スペースは、一日当たり三千六百円であるが、土、日、祝日、平日とも同じ料金であるかをただしたのに対し、「全部同じである。」との答弁があり、委員から、物販施設利用時の電気代及び水道料金の実費の徴収についてただしたのに対し、「それぞれ個別メーターを付けている。」との答弁がありました。

また、委員から、物販したごみ等の処分はどのように考えているかをただしたのに対し、「ごみは、物販を利用される方に持って帰ってもらう。」との答弁があり、委員から、行商の方のごみか、持ってきたごみか区別がつかないごみの処分や、そのまま置いて帰る人のごみの処分は、誰がするのかをただしたのに対し、「ごみの問題は、個人のモラルであり、基本的には、個人での処分になると考えているが、市が公園を管理しているので、市と物販の方と協力しながら、ごみの処分については対応する。」との答弁がありました。

また、委員から、多目的グラウンドナイター照明代が三十分当たり一千五百円となっているが、実際の電気料金は幾ら掛かるかをただしたのに対し、「電気料金は、一千五百円程度掛かる。」との答弁があり、委員から、グラウンド使用は無料とするとは、五條市民だけが無料なのか、市外の方が借りに来たときは、どのようになるかをただしたのに対し、「誰が利用しても無料である。」との答弁があり、委員から、三市協に関わる場合の料金についてただしたのに対し、「三市協については、市内と同じ扱いである。」との答弁があり、本案につきましても、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十号 調停の申立てにつきましても、五條市クリーン・オアシス建設に伴い、地元二見地区自治連合会から要望があった周辺環境整備事業の費用負担について、本市と吉野町で設置した「新し尿処理施設整備協議会」において平成二十二年十月十三日から協議を重ねてきたが、その金額について合意ができないことから、調停により解決を図るためのもので、調停の相手方は、奈良県吉野郡吉野町大字上市八〇番地の一、吉野町長中井章太、申立ての趣旨は、五條市クリーン・オアシス建設に伴う周辺環境整備費用負担を求めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、施設を建設するときに吉野町が三分の一の費用負担をしている。今回、二見地区自治連合会

からの要望に対する市の持ち出し分が約一億九千五百万円、その三分の一で約六千五百万円の調停で間違いなかをただしたのに対し、「委員お述べのとおりである。」との答弁があり、委員から、建設のときに、周辺環境整備の費用負担に触れていなかったのかをただしたのに対し、「五條市としては、新し尿処理施設整備における費用負担の中に、周辺環境整備は含まれている認識であり、吉野町としては、周辺環境整備は含まれていない認識であり、食い違いがある。」との答弁があり、委員から、協定書などがあるかをただしたのに対し、「平成二十三年三月に覚書を締結している。」との答弁があり、委員から、現在の吉野町の考えをただしたのに対し、「吉野町は、一千万円の費用負担を主張している。」との答弁がありました。

また、委員から、吉野町から市に一千万円の費用負担の根拠が示されているかをただしたのに対し、「平成十九年に、大塔町のし尿を当時の衛生センターで処理することになったときに、二見地区自治連合会に対し、環境保全業務委託費として年間百五十万円を支払い、その三分の一、年間五十万円を吉野町が負担したという経緯がある。その五十万円が地元協力金で、五條市クリーン・オアシスが稼働した平成二十七年から二十年分で一千万円と主張している。」との答弁があり、委員から、大塔町と吉野町とは、くみ取量は何倍ぐらい吉野町の方が多いかをただしたのに対し、「大塔町のくみ取量は約一〇万リットルで、吉野町が約三四〇万リットルで、約三十四倍である。」との答弁があり、委員から、規模も加味し、裁判ではなく調停でしっかりと解決していただきたいとの意見があり、本案につきましても、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十二号 令和元年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましても、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、百六十二万二千元を追加し、歳入歳出の予算総額を四十一億九千九百九十二万二千元とするもので、歳出において、平成三十年度保険給付費等交付金が確定したことにより、県に対し超過交付分を返還するためのもので、歳入として繰越金を追加して歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十三号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましても、歳出予算の更正を行うもので、歳入歳出の予算総額に増減はなく、歳出において、平成三十年度地域支援事業交付金が確定したことにより、国庫・県費への返還金に六十八万九千円の不用額が発生したため、返還金の更正減を行い、返還金の不用額を介護保険財政調整基金積立金に積み立てるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、介護保険財政調整基金積立金について何か基準になる金額があるかをただしたのに対し、「基準はな

いが、平成三十年度に概算で交付されている交付金を精算した結果、余剰金を返還し、さらに余る分について、介護保険財政調整基金へ積み立てる仕組みになっている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「あんしん福祉ビジョンについて」及び「五條市し尿くみ取料金について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第一号、議第十二号、議第十五号、議第二十号、議第二十二号及び議第二十三号の六議案を議案ごとに採決いたします。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）議第二十号、調停の申立てについての議案につきましては、退席をさせていただきます。採決については棄権をさせていただきます。いただきたいというふうに思います。

その理由を表明いたします。五條市と吉野町の間で結ばれております覚書にはこうなっております。五條市新し尿施設整備における費用負担については、新たに協定を締結するまでの間、平成二十年七月三日に交わしたし尿及び浄化槽汚泥の処理についての覚書、記二に記載されている費用負担を暫定的に準用する。五條市が三分の二、吉野町は三分の一、そして次に新たに協定を締結した際、その協定に基づきそれまでの費用負担を精算するものとする。三番、この覚書に定めのない事項、またはこの覚書に疑義が生じた事項については五條市・吉野町が協

議して定めるものとするとういうふうになっております。この覚書には周辺環境整備という表現はないわけです。しかしこの間の協議において吉野町も同意の下、参加してもらって、協議の結果、周辺環境整備費についても一千万円は負担するとういうふうに戻しているとういことです。

そしてこの覚書は、新し尿処理施設の整備における費用負担でありますけれども、既にクリーン・オアシスの建設費総額十四億八千万円、国の補助が三億三千七百万円、差し引きしますと十一億四千三百万円になりますけれども、この十一億四千三百万円の三分の一、三億七千五百万円は、吉野町はもう支払済みになっているわけですね。

従いまして、やはりこの覚書の協議に基づいて吉野町も応じているわけですからね、そして一千万円は負担するとういう返事をしているとういことでもありますから、ここで調停にあげるのではなしに、この覚書の三番、協議して定めるという覚書に基づいて引き続き双方が誠意を持って協議して結論を出すべきだとういうふうには私は考えますので、この調停には賛成できません。

したがって、退席をさせていただきますので、議長におかれましてはどうか取り計らいの方をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田雅範）これより議第一号、議第十二号、議第十五号、議第二十号、議第二十二号及び議第二十三号の六議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第一号、五條市立阪合部学童保育所条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に議第十二号、五條市立養護老人ホーム設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に議第十五号、五條市都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に議第二十号、調停の申立てについてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に議第二十二号、令和元年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に議第二十三号、令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）トイレ休憩のため、十一時十分まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩に入る

午前十一時九分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、議第二号、議第六号及び議第二十四号から議第三十二号までの十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会吉田 正委員長。

〔予算審査特別委員長 吉田 正登壇〕

○予算審査特別委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第二号、議第六号及び議第二十四号から議第三十二号までの十一議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月十日の本案議におきまして、令和二年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、山口耕司議員、福塚 実議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、平岡清司議員、伊谷賢司議員と私、吉田 正の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、吉田 正が、副委員長に岩本 孝委員がそれぞれ互選されました。審査に入り、審査日程については十三日、十六日及び十七日の三日間とすること並びに審査順序及び審査方法等について協議いたしました。

なお、予算関連議案の議第二号は衛生費、議第六号は教育費で、それぞれ提案者の説明を受け、審査を行いました。

以下、十三日に開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の質疑の概要につきましては、次のとおりであります。

一 五條市元気なまちづくり交付金が、新年度予算で計上されていない経緯をただしたのに対し、「五條市元気なまちづくり交付金、五條市学生版元気なまちづくり交付金、五條市花のまちづくり交付金の三つの制度を、新年度から一本化して新たに五條市元気なまちづくりチャレンジ補助金として予算計上している。」との答弁があり、委員から、地域で有効活用できる補助金を途絶えさせることなく、市民に提供していただきたいとの意見がありました。

二 ドライブレコーダー導入促進事業補助金が、五年間で終了したと聞いたが、これに代わるような制度があるかをただしたのに対し、「あんしん福祉部局で、高齢者で運転免許を返納した方に一万円分の地域公共交通の回数券を補助する制度を始める。」との答弁があり、委員から、車の安全装置というものも懸案事項に入れて検討していただくことは可能かをただしたのに対し、「高齢者に対する補助金に関していろいろと検討してきた。今後も検討していく。」との答弁がありました。

三 空家等除去事業補助金の件数についてただしたのに対し、「平成三十年年度実績は三件、令和元年度実績は三件であり、新年度は四件分二百万円で予算計上している。」との答弁がありました。

四 災害に対する備蓄品についてただしたのに対し、「備蓄計画があり、数値目標として七千六百六十八食の非常食、避難所等に設置する段ボール製のベッドが約五十個、避難してきた方に渡す使い捨ての厚手のおしぼりを購入する予定で、水は、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社と年間協定があり、ニリットルのペットボトルが三百ケース、本数にして一千八百本が無料で提供されることになっている。」との答弁があり、委員から、備蓄品を追加するものは追加し、バランス良く災害備蓄に取り組み、市が一丸となって備蓄品の充実を図ってほしいとの意見がありました。

五 新型コロナウイルス感染症の相談窓口についてただしたのに対し、「一月二十九日に五條市感染症対策本部を設置し、保健福祉センター内に相談窓口を開設した。平日八時三十分から十七時十五分まで職員が対応している。」との答弁があり、委員から、相談件数及び内容についてただしたのに対し、「三十四件の相談があり、主な相談内容は体調に関する相談やマスクが手に入らないことの相談である。」との答弁が

ありました。

六 高齢者が一人暮らしで困ったときの相談窓口についてただしたのに対し、「地域政策課で行政相談、個人相談の受付をしている。」との答弁があり、委員から、市民への周知方法をただしたのに対し、「広報等で周知している。」との答弁があり、委員から、例えば、冷蔵庫に貼る磁石のステッカーのようなものに、地域政策課の電話番号を載せ、困りごとがあれば地域政策課へ相談できるとしたようなものを配布してほしいとの意見があり、「委員の意見を参考にし、目について分かりやすい方法を検討してまいります。」との答弁がありました。

七 下水道区域における合併浄化槽設置に係る補助制度についてただしたのに対し、「浄化槽の補助金は、下水道区域外に対して、国・県・市の補助制度がある。下水道区域内は、以前に答弁したとおり変更はない。」との答弁があり、委員から、市民に補助金が出るか出ないかについての理由等をもっと周知し、説明する必要があるのではないかとこの意見がありました。また、委員から、下水道が十年以上整備されないことが明確になっている地域に関しては、補助金を出せないかとただしたのに対し、「区域外と区域内で矛盾を感じることもあるが、基本原則を守らなければ、よりひずみが出てくる。どうしても必要とする地域があれば、優先的に配慮できるかと考える。ただし、現時点では基本原則に従うしかないと考えている。」との答弁があり、委員から、この件に関して非常に難しいが、今後、要望していきたいとの意見がありました。

八 四月に統合する学校の通学者への取組についてただしたのに対し、「新入生となる野原小学校六年生を対象とした説明会の中で、野原中学校校区から五條中学校までの通学経路を説明した。野原中学校では在校生を対象に、通学経路をストリートビューを使い説明をした。」との答弁があり、委員から、説明会の対象者をただしたのに対し、「対象者は、中学生は在校生に、小学六年生は保護者も一緒である。」との答弁があり、委員から、通学路決定の指導をしているかをただしたのに対し、「安全と思う道路を推奨している。」との答弁があり、委員から、通学届の提出についてただしたのに対し、「家庭から学校に通学路の申請をし、それを学校で承認している。」との答弁があり、委員から、自転車の安全走行についての教育をしているかをただしたのに対し、「説明会で、五條病院から本陣交差点までの国道一六八号は、歩道を行けると説明している。」との答弁があり、委員から、教育関係者による主要交差点で立しようをする予定があるかをただしたのに対し、「新しい通学方法に慣れるまでは立しよう等が必要であると考えている。」との答弁があり、委員から、教育関係者による通学路の検証をどのように行っているかをただしたのに対し、「学校統合協議会の中の通学部会で学校の教職員も入り安全確認等を行った。」との答弁があり、委員から、その中で何か感じたことがあれば、必ず保護者や生徒に伝えてほしいとの意見がありました。

また、委員から、保護者が学校まで子供を送って行くときのルールがあるかをたじたのに対し、「小学校は徒歩又はスクールバス通学、中学校は徒歩、自転車及びスクールバス通学で、特別な事情がない限り保護者の送迎は認めていない。特別な事情がある場合は、個別に学校と協議をしている。」との答弁があり、委員から、携帯電話の取扱いについてたじたのに対し、「児童・生徒と保護者との連絡手段については、学校の公衆電話を使用することを基本とするが、特別な事情がある場合は、携帯電話の持込みを認めている。ただし、登校後は学校に預けて校内での使用は原則禁止としている。」との答弁があり、委員から、電動自転車の使用についてたじたのに対し、「検討し、学校に通知をする。」との答弁がありました。

九 本年度予算化されていた補助金が新年度に予算化されていない理由をたじたのに対し、「民間建築物アスベスト調査補助金については、平成十八年度から予算化し、令和元年度までの十四年間で実績が二件であり、平成二十二年度以降は申請もなかったため、新年度は予算計上しなかった。」との答弁があり、委員から、五條新町きつねの森フェス補助金が三年間で終わると聞いていたが、これに代わる新しい補助金があるかをたじたのに対し、「三年間の補助金終了後も、民間で続けていただくことをお願いしていたが、残念ながら継続はなく、新規に自治会からの要望もない。」との答弁があり、委員から、トレイルランニング推進補助金の内容についてたじたのに対し、「補助金は県が三分の二、市が三分の一を負担し、一年のみの事業で、一泊二日で大塔町天辻峠から野迫川村天狗木峠までの約一三キロメートルをトレイルランニングし、ロジジ星のくにで宿泊し、二十三名の参加者で行われた。」との答弁があり、委員から、補助金は本来に必要なところに必要なものを交付し、特に市の活性化につながるよう補助金を今後も見直していただきたいとの意見がありました。

十 新型コロナウイルス感染症の対応について、市民が何人PCR検査を受けているかをたじたのに対し、「個別に把握していないが、県内でのPCR検査については三月八日現在、延べ百三十六件と聞いている。」との答弁があり、委員から、五條市内に中国の方々が宿泊していたが、その宿泊施設での新型コロナウイルス感染症の対策を市として把握しているかをたじたのに対し、「市から宿泊施設に、体温計十本、マスク及び消毒液を提供し、宿泊施設側は一般客とは別のフロアとし、入浴も各部屋とし、食事もその団体を一つのエリアに決めて行った。出発のときに宿泊者の体調を確認し、異常はなかったと聞いている。その後、当該宿泊施設の職員も、約二週間体調の確認を行い、異常はなかったと聞いている。」との答弁があり、委員から、海外から来られた方が市内に宿泊した場合、宿泊施設がどのように対応しているかをしっかりと把握し、もし何かあったときに、五條市が即座に対応できるようにしていただきたいとの意見がありました。

十一 阪合部学童保育所の受入れの環境についてたじたのに対し、「建物の維持管理として建築物の定期調査、設備の定期点検、消防設備点

検等、法令に基づいて点検を受け、指摘事項は順次対応している。また、使用する一部屋は、学童保育所にふさわしい必要な物品等をそろえて開所したいと考えている。また、草刈り等はシルバー人材センター等を活用し、適切な施設の維持管理に努めたいと考えている。」との答弁があり、委員から、受入れ体制をしっかりと整えて、近隣住民にも迷惑が掛からないよう行政としてしっかりと対応していただきたいとの意見がありました。

十二 墓地のごみの処分方法について対したのに対し、「エコ・リレーセンターごじょうで、減免申請により無料で受入れをしている。」との答弁があり、委員から、ごみを持ち込めば引き取ってもらえるが、持ち込む手段がない方が多くなってきた。今後、高齢化が進む中でこういう課題もたくさん出てくると思うので、行政でしっかりと知恵を絞っていただきたいとの意見がありました。

十三 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用について対したのに対し、「国の交付金事業で、令和元年度は総事業費が約一億八百万円、延長が約九四キロメートル、交付率が九五パーセント、国からの交付金が約一億二百六十万円である。」との答弁がありました。

十四 市道（仮称）東阿田西阿田線の現状について対したのに対し、「現在、道路設計は完了しているが、約七八〇メートルにわたり全線下り勾配で、新設道路終点よりさらに大野新田町方面から四五〇メートルの下り勾配である。また、新設道路内に排水処理を行う計画があるが途中に河川等がなく、国道三七〇号まで排水をつなぐ必要がある、東阿田町内の住宅や農地に、浸水被害等が発生する可能性が考えられる。

また、角川の拡張要望もあり河川改修工事を含めた事業として進める必要がある、市単独の財源では非常に厳しいと考える。」との答弁があり、委員から、この角川を市管理の河川ではなく、県管理の河川とすることができないかを対したのに対し、「その辺りについては難しいところであるが、河川改修は五條土木事務所とも連携を取りながら進めていく方法をいろいろ検討したい。」との答弁があり、委員から、用地取得の状況について対したのに対し、「新設道路の部分はまだ進んでいない。既設道路の改良部分は進んでいるが、全ての用地交渉は終わっていない。」との答弁があり、委員から、事業が進まない原因を対したのに対し、「最大の原因は、用地に係る排水処理の部分である。」との答弁があり、委員から、早急に県と協議し対処していただきたいとの意見がありました。

十五 中央公民館・市民会館の耐震診断結果に基づく今後の対応について対したのに対し、「令和二年一月に両方とも業務が完了し報告が出ているが、耐震診断性能の数値、指標が専門的で難解であるため、委託業者とは違う建築、構造の専門家を検討委員会を立ち上げ、意見を付けて公表することを考えているが、委員が県外の方であり、現在新型コロナウイルス感染拡大防止対策の関係で検討委員会の開催を延期している。」との答弁があり、委員から、耐震診断結果を公表しなくても使用できる状態かを対したのに対し、「耐震診断を行った業者の意見

では、『直ちに休館、閉館をしなければならない状況ではない』と聞いている。』との答弁があり、最終的にはいつ頃耐震診断結果を公表するかをただしたのに対し、「できるだけ早い段階で第一回検討委員会を開催したいと思っている。」との答弁があり、委員から、五條市公共施設等総合管理計画にも記載されているので、早急に耐震診断結果を公表して、対処していただきたいとの意見がありました。

十六 異物混入マニュアルの策定についての経過をただしたのに対し、「平成二十五年に簡易なものを策定しているが、見直しを行い、四月一日から新しいマニュアルとなる予定である。新しいマニュアルでは異物混入の防止対策などを講じている。」との答弁があり、委員から、インターネットでも閲覧できるようにお願いしたいとの意見がありました。

十七 総合体育館における事務の執行についての特別委員会において検査した結果、二重払いがあったかと思うが、損害額を試算されたことがあるかをただしたのに対し、「試算はしていない。畳の敷込み料の二重払い、合宿補助金の二重払い、また、備品に関する運搬費等の損害について、今後厳正な対応をしていきたいと考えている。」との答弁があり、委員から、二重払いというのは明確になっている。市長の答弁にあったが、責任は市長にある。試算ができた段階で損害賠償請求をするのかをただしたのに対し、「地方自治法第九十八条の特別委員会で疑惑が出ている以外にもたくさんある。どれだけの量になるか定かでない。警察当局と相談の上、進めていかなくてはならないと考えている。私の調査においてもいろいろ出てくるが、現時点では損害賠償請求するのは大変困難であると考えている。今後、警察当局や市の顧問弁護士とも相談しながら対応していく。」との答弁がありました。

委員から、令和元年第四回十二月定例会において市長の閉会の挨拶で『本定例会の一般質問において議会が検査権を執行している件について、議員から調査する気があるのか、うやむやにしようとしているとしか思えないとの発言があり、私の市政を問う質問もありました。しかしながら本会議でも特別委員会でも申し上げますように、警察当局の捜査中の事実でもありますので、その動きにも注視しながら結果を見極めしっかりと検証することにしております。』という発言を議場でされていたのが十二月である。二箇月余りたつが、一部でも損害賠償請求をするのかをただしたのに対し、「今、地方自治法第九十八条の特別委員会が上がっているのは部分的であり、私が知る限りでは、相当な広がりを見せているので、現時点ではできないのではないかと思っている。早く整理をして、終結したいと思っているが、警察当局の調べと、行政が調べるのは全く違う。すぐにできるような状態ではない。議会が地方自治法第九十八条の検査権を發動し、疑いがあることが判明した。それを切り替えて、地方自治法第百条の調査権を發動する。行政側は調査権の發動はできない。議員自らが調べるのも一つの方法と考える。行政が調べるには限界がある。警察当局がどのような動きをするかを注視しているが、市の顧問弁護士と相談して、今後、早く進めてまい

りたい。是非とも議会の皆さん方に、自分たちの中でできることを全うしてもらおうのも大変有り難いことではないかと思う。」との答弁がありました。

委員から、地方自治法第九十八条の特別委員会の開会日に、関係した職員が退職願を提出しその後受理され、その後一年経過すれば退職金は何もなければ支払われると、地方自治法第九十八条の特別委員会で発言されていたが、もし、警察当局が今年の秋までに動くことがなければ、当然退職金が支払われるのかをただしたのに対し、「支払い差止めは一年であるが、疑いがある状況であれば、私自身は支払い差止めを延長してもよいと考える。」との答弁があり、委員から、何もないと反対に訴えられる可能性もあるので、その辺りも踏まえて、対応していただきたいとの意見がありました。

委員から、令和元年第四回十二月定例会において市長の閉会の挨拶で『本定例会中に一部の議員からの質問の中で、職員のことについても御質問がございました。これは議員が職員を心配してくださったことと思いますが、一方で、議会で検査が行われている件では、公務中にもかかわらず執務室や執務室以外で長時間にわたり当該職員を拘束していた議員の存在について報告を受けており、結果的には問題となつてい

る事件につながった要因の一つになった可能性があり、このことがあつてからは全庁的に関係者以外執務室への立入りを厳しく制限をしております。議員が特定の職員を呼び出すことで追い込まれ負担となったことも不本意な結果につながる要因の一つになったものと考えます。』との発言があつたが、公務中にもかかわらず長時間拘束した議員は、何に關してその職員を拘束したのかをただしたのに対し、「私が調査した結果においていろいろなことが判明した。今後、五條市不当要求行為等防止条例を踏まえて検証してまいりたい。」との答弁がありました。

委員から、その答弁では、議員十二名全員に当たり、私たちがそれぞれ疑いの目で見られる。その議員を特定できる原因があれば公表できるかをただしたのに対し、「名前を言えと言うなら言うが、この中にその議員がおられるので退席をお願いしたい。」との答弁があり、委員から、その議員が予算審査特別委員会委員の中にいるかをただしたのに対し、「以外でおられる。」との答弁があり、暫時休憩となりました。

再開後、委員長から、予算審査特別委員会は予算を審査する場であり、名前まで当委員会で出すのは余りふさわしくないと思うが、個々の責任において質問及び答弁をしていただくのであれば良いと思うとの意見がありました。

委員から、令和元年第四回十二月定例会最終日の市長の発言の中で、長時間にわたり職員を拘束していた議員の存在について報告を受けており、地方自治法第九十八条の特別委員会で検査をした件について、関わっている議員がいるかないかについてただしたのに対し、市長から議会運営委員会でも発言があつた特定の議員の名前の発言がありました。

委員から、その特定の議員が、地方自治法第九十八条の特別委員会で検査をした件について、関わっていることに間違いがないかをただしたのに対し、「そのとおりである。」との答弁があり、委員から、議員が関わっているということで、委員の発言で、『予算審査特別委員会の案件ではないのではないか』との意見がありました。が、予算審査をしていく上において、こういうことも踏まえながら、新年度予算を確認していかなくてはならないと考える。議員として当然の権限であり必要と考える。議員としての自浄能力を発揮していかなくてはならないが、その辺りの取り計らいについては、議長にも考えていただきたいとの意見がありました。

十八 本市で行われるオリンピック聖火リレーについての現況をただしたのに対し、「三月二十六日に福島県を皮切りに開催され、奈良県では四月十二日から二日間行われ、五條市では四月十二日に行われる予定で、オリンピック聖火リレー奈良県実行委員会事務局からは、『現在、実施する方向である。』と聞いている。」との答弁がありました。

十九 令和元年度予算の五條東中学校の備品購入費で、三月十日に畳の入札があったことについてただしたのに対し、「条件付きの一般競争入札を行い、応札があった。」との答弁があり、委員から、何者の応札があったかをただしたのに対し、「一者である。」との答弁があり、委員から公表ができるかをただしたのに対し、「契約が完了していないので、公表は控えさせていただきます。」との答弁がありました。

二十 一般競争入札において応札者がなく、同じ条件で再入札したとき、二者以上応札がない場合、一者では入札は成立しないかをただしたのに対し、「その場合は、不落随意契約に移行する可能性もある。」との答弁があり、また、委員から、一般競争入札において一者の入札の場合、市の規定により入札は成立しないことで間違ったのに対し、「当該入札は成立しない。」との答弁がありました。

二十一 市歌、市旗について条例で制定されているかをただしたのに対し、「条例、規則、告示等で明確に定めたものはないが、今は、市旗の条例化等の検討はしていない。」との答弁があり、委員から、自衛隊誘致を進めていくに当たり、市歌、市旗を条例で制定しておくべきではないかとただしたのに対し、「県内十二市の中で、条例を制定している市はない。市旗を制定した時点で告示等をするべきだったと思うが、現時点ではそのタイミングではないと考える。市章については、市制施行の翌年に告示により定められている。」との答弁があり、委員から、市旗として通用するかをただしたのに対し、「市旗と市章がイコールなのかは、定かではない。」との答弁があり、委員から、各大会で国旗、市旗の掲揚を行うときに、市旗として間違ったのに対し、「市旗と市章がイコールのところとそうでないところもある。ほとんどが市章と市旗がイコールで、基本的には市章をもって市旗とし、公的行事等に掲揚をしている。」との答弁がありました。

以上、午後三時二分に総括質問が終了し、委員会は延会しました。

十三日に引き続き、十六日午前十時から審査を再開し、各会計別の審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。初めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。次に、一般会計歳出のうち、議会費・総務費・民生費についての質疑はありませんでした。

次に、衛生費についてであります。

議第二号 五條市一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料審議会条例の制定につきましては、本市のごみ手数料が他の市町村と比較して低い水準であり、また、斎場は老朽化した火葬炉の修繕費の増加や燃料費等の物価上昇もあり経費が増加し、料金等の見直しが必要となったため、市民生活に直接関係があることから、公正妥当な料金を検討することを目的とした審議会条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、斎場の建築年数及び当初からの使用料をただしたのに対し、「平成十九年から稼働し、約十三年経過している。火葬使用料は、一体当たり市内三万円、市外十二万円。式場のホール使用料は、市内十万円、市外二十万円。小動物の火葬使用料は、市内一〇キログラムまで五千元、市外一〇キログラムまで二万円である。」との答弁がありました。

一 ごみ集積所等整備事業補助金三百万円の事業内容についてただしたのに対し、「各自治会に設置しているごみ集積所の整備のための補助金で、申請のあったところを整備していくものである。」との答弁があり、委員から、限度額をただしたのに対し、「事業費の三分の二の補助で、上限額三十万円である。ただし、自治会員以外も利用する場合は上限額四十五万円とし、全額一〇〇パーセントの補助である。」との答弁がありました。

二 やまと広域環境衛生事務組合負担金が本年度と比較して約五千二百万円の増額理由についてただしたのに対し、「二市一町の元々の負担金総額約六億円が、約八億円に増えたため、負担金が増えているが、本市のごみ減量化によりごみ処理量が抑えられたためその金額となった。」との答弁がありました。

三 リサイクル類直接資源化業務委託料二千四百七十五万円の内容についてただしたのに対し、「リサイクル類という緑の袋で、プラスチック類の包装容器、ペットボトル等を集めて外部委託している。分別後、ペットボトルは有償で資源物業者に売払いをしている。また、プラスチック包装容器は、三〇〇キログラムのバールにし、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ拠出している。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

四 森林経営管理業務委託料一千二百七十万円の内容及び委託先をただしたのに対し、「内容は、森林を所有している方への今後の山林の意向

調査、境界の確認及び測量、経営管理権集積計画作成、同意書取得等であり、委託先はまだ決まっていないが、林業経営体の森林組合等を考えている。」との答弁がありました。

五 市町村治山事業工事費四千万円の工事場所及び市民の負担割合をただしたのに対し、「西吉野町永谷及び上之町で、市民の負担割合は、二五パーセントの予定である。」との答弁がありました。

六 林産物加工施設について、今後どのように利益を上げる取組をするのかをただしたのに対し、「年間約三千万円の経費が掛かるので、チップあるいはラミナという形で販売を増やしていきたいと考えている。」との答弁があり、委員から、材料をいかに安くして、製品を高く売るかによるので、しっかりと経営手腕のある方にアドバイスをいただき、効率化を図り、負の加工施設とならない取組をお願いするとの意見がありました。

また、委員から、一日の生産量についてただしたのに対し、「チップの一日の生産量は、約一〇立米である。ラミナは、乾燥させて貯まり次第、出荷していきたいと考えている。」との答弁があり、委員から、ストックヤードは敷地内以外にもあるかをただしたのに対し、「ほかには旧大塔小学校のプール跡地を整備したところがある。」との答弁がありました。

七 ジビエール五條PR商品開発業務委託料三百六十万円の業務内容についてただしたのに対し、「ジビエカレーの中辛、辛口、くん製肉等の製造を考えている。」との答弁がありました。

八 林道点検診断業務委託料八百五十万円の業務内容についてただしたのに対し、「林道の橋りょう点検、十二橋である。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

九 五條市観光イメージアップ事業委託料九百万円の事業内容についてただしたのに対し、「五條市観光協会に委託し、JR五条駅前観光案内所を拠点として、市の観光案内に係る業務、観光情報等を発信し、地域観光のイメージアップを図る事業で、内容は観光案内所の運営、五條市マスコットキャラクターカスターを活用した五條市の観光振興に資する活動である。」との答弁がありました。

十 星のくにバンガロートイレ改修工事費三百三十万円の内容についてただしたのに対し、「ドーム付きバンガロー三棟にある屋内トイレを洋式化する工事である。」との答弁があり、委員から、今後の課題として、星のくに全体がバリアフリー化ができていないので、大規模な改修工事をするのか、よく検討して進めていただきたいとの意見がありました。

次に、土木費についてであります。

十一 阿田峯公園体育館整備工事費一千八十万円の内容についてただしたのに対し、「体育館屋根の雨漏り修繕工事である。」との答弁があり、委員から、雨漏りの箇所が判明したのかをただしたのに対し、「雨漏りの箇所はおおよそ把握している。屋根の半分を修繕する。」との答弁がありました。

十二 中央公園整備工事費五百万円の内容についてただしたのに対し、「今井島台工業団地の土地開発公社用地を買い戻し、車を止められるように草刈りとクラッシュランを敷く整備を考えている。」との答弁がありました。

また、委員から、その付近の小さいフェンスを出入口として、小さい子供も通行しているのであれば、横断歩道の設置等についても今後検討してほしいとの意見がありました。

十三 遊具撤去工事費七十万円について撤去場所をただしたのに対し、「六箇所の予定で田園とあづみ台ほかを予定している。」との答弁がありました。

次に、消防費についての質疑はありませんでした。

次に、教育費についてであります。

議第六号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正については、学校における保健管理に関し、専門的事項に関する指導に従事する校医師、校歯科医師及び薬剤師の報酬の額を改定するためのもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、校歯科医師及び薬剤師の現在の業務状況をただしたのに対し、「校歯科医師は、年間一回の歯科検診、学校保健委員会への出席、学校保健に関する指導、特にフッ化物洗口等の虫歯予防についての指導等で、薬剤師は、尿検査、年間二回の学校環境衛生検査、学校保健委員会への出席、薬物乱用防止教室等の開催である。」との答弁があり、委員から、校歯科医師の人数と、一人当たり何人の児童・生徒の歯科検診を行っているかをただしたのに対し、「現在十六校を十七人で担当し、人数ではなく、各学校を一人で担当している。ただし、牧野小学校は二人で担当している。」との答弁があり、委員から、報酬を増額する理由についてただしたのに対し、「報酬七万円は、県内他十一市の平均の報酬約十三万円と比較して一番低い状況で、五條市学校医師会・学校歯科医師会から見直しの要望があり、今回検討したところである。」との答弁があり、委員から、いつから報酬が上がっていないかをただしたのに対し、「現在調査中であるが、平成十九年度時点で現在の七万円であった。」との答弁があり、委員から、今後、報酬は適正な額でお願いしたいとの意見がありました。

十四 生徒通学費補助金三百五十万円について本年度と比較して五十万円の増額理由をただしたのに対し、「新入生の入学で全体の人数が増えることによる増額である。」との答弁がありました。

十五 送迎業務委託料の業務内容についてただしたのに対し、「賀名生分校の一年生及び二年生を実習協力農家へ送迎する。」との答弁があり、委員から、実習回数及び実習協力農家の軒数をただしたのに対し、「一年生及び二年生で各二十一回の実習を行う。実習協力農家の登録軒数は二十六軒である。」との答弁がありました。

十六 新学校校旗等作成業務委託料百万円の業務内容についてただしたのに対し、「令和三年四月から賀名生分校を本校化することに伴い、一般的な学校にある普通の大きさの校旗と、小さい校旗を作成するものである。」との答弁がありました。

次に、災害復旧費・公債費・予備費についての質疑はありませんでした。

次に、一般会計歳入についての質疑はありませんでした。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、企業会計についてであります。

下水道事業会計、水道事業会計についての質疑はありませんでした。

水道事業会計の審査終了後、意見調整のため暫時休憩となり、委員間協議の結果、委員長報告の作成については、委員長に一任となりました。

こうして、当委員会に付託された十一議案につきましては、慎重審査を経て、一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。本委員会の審査日程は、十七日までとなっておりますが、審査が全て終了しましたので、十六日をもって閉会しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであります。

ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第二号、議第六号及び議第二十四号から議第三十二号までの十一議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本十一議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本十一議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩に入る

午後一時二十七分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、推第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第一号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち中村敏郎委員の任期が令和二年六月三十日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように山脇 豊氏の推薦をお願いいたしたく存じます。同氏は本市の小学校の校長を歴任され、平成二十四年四月から本市教育委員会の参与を務めていただいております。人格、見識が高く、広く社会の実情に通じ人権擁護について深い理解を有しており、人権擁護委員として適任であると考えております。

議員各位には御理解いただきまして、御推挙賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、選第一号、これより五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推薦の方法により行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名につきましてはあらかじめ御協議いただいておりますので、議長から指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって議長から指名いたします。

五條市選挙管理委員会の委員に、馬場高史氏、小窪美貴男氏、柴田知啓氏、川ノ上清尊氏を、同補充員に木ノ下吉正氏、植村和明氏、山仲鈴子氏、下村洋次氏を指名いたします。

なお、地方自治法第百八十二条第三項の規定により同補充員の順序はただいま指名いたしました順位にいたしたいと思います。お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の当選人とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました方々が五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員に当選されました。

なお、五條市議会会議規則第三十二条第二項の規定による告知は文書をもっていたします。

○議長（吉

田雅範）次に日程第六、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）発議第一号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和二年三月二十四日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司
賛成者 五條市議会議員 岩本孝

〃 〃 平岡清司
〃 〃 養田全康

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第一号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和四十五年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、四次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機にひんするなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食料の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心より所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和三年三月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続

き総合的な過疎対策を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、強く求めるものである。

記

- 一、新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第三十三条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
 - 二、過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。
 - 三、住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて推進すること。
 - 四、過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるように、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年三月二十四日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範） 起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。
なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（吉田雅範） 意見調整のため暫時休憩いたします。

午後一時三十九分休憩に入る

午後三時二十六分再開

○議長（吉田雅範） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
会議を続けます。

○議長（吉田雅範） 次に日程第七、発議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 発議第二号 地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議。
標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

令和二年三月二十四日提出

	提出者	五條市議會議員	山口耕司
	賛成者	五條市議會議員	岩本孝
〃	〃		平岡清司
〃			養田全康

○議長（吉田雅範） 本案につきましては重要な案件であり、文書による決議として提出されております。
提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二号、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議につきまして、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議（案）

一 本会議に、委員六人からなる総合体育館及び公園緑地課の事務・事業に関する調査特別委員会を設置するものとする。
二 本特別委員会は、地方自治法第百条第一項の規定により、次の事項について調査するものとする。

（一） 総合体育館における事務及び事業の執行に関する事項

（二） 公園緑地課の事務に関する事項

三 本会議は、二に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第百条第一項の規定により選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限を本特別委員会に委任する。

四 本会議は、二に掲げる事項の調査を行うため必要があるときは、地方自治法第九十八条第一項の規定により、二に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、市長その他の執行機関の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を本特別委員会に委任する。

五 本特別委員会は、二に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお、継続して調査することができる。

六 本特別委員会に要する経費は、令和二年度において二百五十万円以内とする。

以上、五條市議会は地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置することを決議する。

令和二年三月二十四日

五條市議会

以上で提案の説明を終わらせていただきます。議員各位には、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、窪 佳秀議員の発言を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）今回、上程されました発議第二号について、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議について反対の立場で意見を申し上げます。

今回の発議第二号に関しては、令和元年第三回九月定例会で地方自治法第九十八条第一項の規定により、総合体育館における事務の執行についての特別委員会が設置され事務の検査をしてまいりました。

特別委員会の最終委員長報告にもありましたが、特別委員会においては、担当職員の退職及び司法当局の捜査等があり、検査に関する質問をいたしましたも、司法当局が捜査中で、答弁を差し控えたいとの場面が多く、掘り下げた検査を行うことが難しくなり進展をすることができませんでした。

そんな状況下において、今回の発議第二号が提出されましたが、地方自治法第百条に基づき調査権をもって関係者の証言等を求めても、今の段階では、司法当局が捜査中であるため、詳しい証言を得ることはできないと考えられますし、また、調査に関する諸経費も生じることから、司法当局の捜査状況の進展、司法の動きを今後注意深く見守り、状況を見極めながらの判断でも良いのではないかと考えます。

したがって、今回のこの時期での発議第二号につきましては、反対をするものであります。議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に平岡清司議員の発言を許します。三番平岡清司議員。

〔三番 平岡清司登壇〕

○三番（平岡清司）ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、発議第二号、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議について賛成の立場から討論をいたします。

令和元年九月定例会において設置されました地方自治法第九十八条第一項による「総合体育館における事務の執行について」計七回約二十時間に及んで調査を行い、私も、当時議長の立場として、開催された委員会にオブザーバーとして参加をいたしました。

検査内容である、委員長報告は、本定例会初日に山口委員長より行われ、この委員長報告作成に当たっては七名の委員がそれぞれ質疑を行った結果であり、意見については全委員が統一した見解、意見であることを冒頭に御紹介申し上げます。

内容については、シダーアリーナの備品、柔道畳購入に係る金額二千四百九十二万二千円については、購入時の商品選定等に疑義が生じていること、シダースーパーカップ柔道大会において、柔道畳敷き込み料が、実行委員会と公園緑地課の二箇所から支払われていること、招待校の選手に対し宿泊費が大会実行委員会より、全額支払われているにもかかわらず、市から一人一泊一千元が支払われていること、この大会でリースされたとする柔道畳の不適切な保管等、多くの問題点が指摘され、不正な事実が確認された。

また、備品購入の入札においては、入札時に商社より納入証明書が発行され、四業者が同じものを入手しており、その納入証明書を発行している商社は、いまだに連絡が付かない状態であることや、特定の四業者が平成二十八年度から平成三十年度の三年間、総合体育館の備品購入の入札で計九千三百四十六万六千七百七十円、全体の七三・二パーセントを落札しており、疑義があることが判明しております。こうしたことが去る二日、本定例会初日に委員長報告でなされたことは御案内のとおりです。

結論として、数多くの事項について書類の検査や職員に聞き取りを行った結果、不適切な事務処理や補助金の支出、適切でない入札の執行や業務委託があったことが判明いたしました。こうした予算執行の権限は市長にありますが、このような事態の要因については、何一つ究明できていません。

我々市議会議員は、市民より負託を受け、市政において市民の血税が適切に執行されているか監視を行う責務があります。しかし、本委員会に委任されている地方自治法第九十八条第一項の権限では、当事者より説明を受けることができず、また、理事者側は、「職員や元職員も警察に事情聴取されている。警察から捜査に支障の出るような発言は差し控えてほしい」と言われている。」との答弁に終始するようになりました。嫌疑のある部分について、今以上に掘り下げた検査を行うことが難しくなり、誰のもとで不正がどのように行われたのかは本委員会では

は不明のままとなりました。

最後に、これまで行った検査を踏まえ、協議した結果、本委員会の検査は令和二年二月二十八日までとするが、我々市議会議員としてはさらに調査を進めていく責務があると考えます。

また、議会としても一歩進んだ調査が可能となる権限もあり、調査究明をしていく必要があるとの結論に至りました。

この委員長報告作成においては、先ほども申し上げましたが、委員全員が同意賛同の上、作成されており、全くそのとおりと考えます。市民の皆様の血税で私たち議員の報酬が支払われています。と同時に、多くの疑義が生じているにもかかわらず、究明しないことは議員としての責務を果たしていないと考えます。(拍手)

また、本定例会予算審査特別委員会に、委員より、令和元年第四回定例会で、市長の閉会の挨拶の中で、「議会で検査が行われている件では、公務中にもかかわらず執務室や執務室外で長時間にわたり当該職員を拘束していた議員の存在について報告を受けており、結果的には問題となっている事件につながった要因の一つになった可能性があり、このことがあつてからは全庁的に関係者以外執務室への立入りを厳しく制限しております。議員が特定の職員を呼び出すことで追い込まれ負担となったことも不本意な結果につながる要因の一つになったものと考えます。」との発言があり、議会で検査が行われていることは何の事案なのか、その議員は誰なのかをただしたのに対し、市長は、第九十八条第一項による「総合体育館における事務の執行について」であり、議員名についても答弁がありました。

司法当局の捜査を待つだけではなく、私たち議員の責務として、事実を市民の前に明らかにしていかななくてはならないし、司法当局の捜査だけでは、市民の血税が不正に使われた全てが公表されるわけではありません。

昨年の六月定例会において、岩本 孝議員が特別委員会設置を提案した際には、監査結果を待つ必要性を指摘した意見があり、その報告を受けて検査を始めたところ、これほどの疑問点が出てきたわけであり、第九十八条の検査権だけでは限界があるというところが委員長報告でもなされております。

司法の判断を待つだけではなく、議会が調査した結果において議会が司法に告発することができるのです。委員長報告は私たち議会にその責任があると言っています。

また地方自治法第九十八条第一項の特別委員会でも質疑を行っていた委員が、さらなる真相解明のために令和元年第四回定例会、そして今定例会においても一般質問を行い、第九十八条第一項特別委員会シダースーパーカップ柔道大会の大部分の事情を知る元職員をなぜ出席させ

なかったのかと言われております。よって関係者の出頭や証言、記録提出を求めることができるなど、強い調査権を持つ、虚偽の証言をした場合は五年以下の禁固刑、正当な理由がないのに証言を拒否した場合などは六箇月の禁固刑や十万円以下の罰金を科すことができる自治体の事務に関して疑義や不祥事があつた際、事実関係を調査するため、地方自治法第百条についての特別委員会の設置を強く求めます。

また新型コロナウイルス感染症にも配慮し、マスクの配布、アルコール消毒液の設置、時間を決めての換気など出来る限りの対策を考えていきたいと思っております。

議員各位におかれましては、どうか御賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）次に養田全康議員の発言を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康登壇〕

○二番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、発議第二号、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する議案に対して賛成の討論をいたします。

皆様も御存じのようにシダーアリーナに関連する入札や契約内容、補助金や事務執行に不適切な部分が多数見つかかり、監査委員や九十八条の特別委員会で検証されてきましたが、闇は深まるばかりで市民の皆様からも真相解明を求める声が多数聞かれております。また、現職議員が関与していると市長からも報告があり、議員の皆様も多くの疑惑があると認識していることだと思えます。

同時に、警察の捜査も進められていると、理事者からも報告を受けております。しかし警察はあくまで不正を働いた人を取り締まるのが責務であり、私たち議員の責務は税金の不正使用や偏った事務執行を審査、審議することであり、それを放棄することは市議会議員としての職務を放棄することになります。議員として最後まで一連の不祥事、不正問題を徹底検証することが市民への負託に応えることであり、今回の問題を解明して正していくのか、それとも不正があると認識しながら黙認するのか、これは五條市議会にとっても我々議員にとっても存在意義が問われていることと言っても過言ではありません。

反対討論でもありましたが、司法においても警察の捜査はあくまでも警察の捜査であり、行政の職務を正すものではなく、我々議員が行政の職務を正すのです。

行政の動向を注視しながら、議員として不正にふたをするのではなく、責任ある姿勢を明確にし、市民の皆様に対し説明責任を果たすべく

党派や会派を超え百条委員会を設置し、不正を正すべきと考えます。五條市議会として全会一致で設置となるように御賛同をお願い申し上げます。賛成討論いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田雅範）以上で討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立少数であります。

よって本件は否決されました。

○議長（吉田雅範）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（吉田雅範）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十五日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には令和二年度各会計予算を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。

以上で閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和二年五條市議会第一回三月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会の期間中、本会議や委員会を通じ慎重審議の上、令和二年度一般会計予算を始め、全議案について議案のとおり御議決をいただき、心からお礼を申し上げます。

なお、議員各位より賜りました貴重な御意見や御提案につきましては、今後の市政運営に全般に活かしてまいりたいと考えております。施政方針の中でも申し上げましたが、地方交付税の低減などにより、本市の財政状況は大変厳しい状況であります。しかしながら、市の未来を託す子や孫のために国や県との連携をより強化し、決して立ち止まることなく市政に全力を傾注してまいりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして先ほど山口議員の発議による、地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議が採決の結果、否決となりましたことは大変残念なことだと思っております。

賛成討論、反対討論の中で、賛成討論を二人にさせていただきましたけれども、全くそのとおりだなというように思ったわけでありました。また私自身も今回、やはり大変重要な予算委員会だということで、このことに対して大変大事だということで、この事案に対してこれを正すべきだという思いの中から苦渋の選択をして、議員の名前も出したつもりです。

結果として、大変残念と思いますけれども、反対討論の中で、注意深く見守るといような応答がありましたけれども、全く議会の機能を有していない、そういうように感じたわけでありました。当然、司法の場、また行政、また警察当局、いろんな立場が違うわけでありました。警察当局は警察当局の立場で捜査をしている。議会は議会として市民の負託を受けた上での調査権を發動していくということが当然であろうか

などと思いますけれども、九十八条で審査した結果において疑わしいことが見付かったにもかかわらず、それを百条に切り替えることができないというのは、本当に何のための九十八条だったのかなというふうには、大変私は憤りを感じているところであります。

今後、この問題を全容説明していくためには、議会において法に基づく独自の調査権を發動していただくことが当然であろうと思いましたが、今後私たちはこの状況の中で、私たち行政ができることはしっかりと踏まえ、そして警察当局と連携をしながら早くこの問題を終結するために全力を傾注してまいりたいと考えております。

そして予算審査特別委員会でも申し上げましたとおり、我々理事者側といたしましても引き続き警察当局の動きを注視するとともに、顧問弁護士の指示を仰ぎながら適切に対応してまいりたいと考えているところです。

さて、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、本市におきましても感染防止のため、やむを得ず学校の休業やイベント中止など措置を講じておりますが、市民の皆さんには本趣旨を御理解いただき、引き続き手洗いなどの感染防止に努めていただきますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、議員各位には時節柄一層御自愛いただき、市民福祉の向上のため各般にわたり御精励をいただきますようお願いを申し上げます、閉会に当たっての御挨拶にさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範） これをもちまして、令和二年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後三時五十四分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田雅範

署名議員 牧野雅一

署名議員	署名議員
窪	吉
	田
佳	
秀	正